

第16回岡山地方裁判所委員会議事概要

1 開催期日

平成21年12月18日(金)午後2時

2 開催場所

裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員(五十音順)

岩崎吉明委員, 春日通良委員, 中村有作委員, 東正博委員, 平松敏男委員,
藤原健史委員, 三宅盛夫委員, 森陽子委員

(2) 事務担当者

宇田美穂判事補, 妹尾次男事務局長, 山崎正秀刑事首席書記官, 奥靖史事務
局次長, 安原伸総務課長, 山高良樹刑事訟廷裁判員係長

4 議事

(1) 開会宣言(総務課長)

(2) 委員長あいさつ

(3) 裁判員裁判の運用状況について

ア 裁判員等選任手続の説明(山高良樹刑事訟廷裁判員係長)

裁判員候補者待機室で, 裁判員等選任手続期日に行われるオリエンテーシ
ョンの実演を含めた裁判員等選任手続の説明を行った。

イ 裁判員裁判の報告(宇田美穂判事補)

岡山地裁で行われた3件の裁判員裁判を基に, 次の事項を報告した。

(ア) 裁判員選任手続期日までの経過

(イ) 選任手続において裁判官が配慮している点(辞退事由の有無の判断, 質
問手続の方法, 選任後の裁判員等に対する説明等)

(ウ) 選任手続に関する裁判員等からの感想等

(4) 意見交換

裁判員制度について意見交換が行われた（発言要旨は5のとおり）。

(5) 次回の予定

ア 日時

平成22年3月24日（水）午後2時

イ テーマ

裁判員裁判について（内容未定）

5 意見交換の発言要旨（委員，事務担当者）

岡山地裁の裁判員裁判第1号事件では，事前質問票により，候補者が68人から47人に減っているが，どういう理由からか。

多くは重要な仕事があって差し支えるとか，同居の親族の介護・養育の必要性があるという理由であった。

（事前に委員に配布したパンフレット「裁判員制度ナビゲーション改訂版」に掲載されている「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」の条文を示しながら，）法律に定める事由ごとに辞退が認められた人数を，次のとおり読み上げた。

法16条8号イ（重い疾病又は障害）	11人
同 ロ（介護又は養育）	5人
同 ハ（仕事の都合）	9人
同 ニ（父母の葬式等）	1人

裁判員候補者待機室で裁判官が候補者全員に質問をした後，質問手続室で個別に質問を受ける候補者は，辞退の申出をした者のみか。

個別質問を受けていただくのは，事前質問票による辞退の申出が認められず，裁判所にお越しただいて個別に詳しく事情を聞く必要がある候補者や，当日質問票で新たに辞退の申出をされた候補者である。

なお，全体質問を行うのは，時間の関係から，また，質問票から判断する限り事情をお聞きする必要性がない方もいることからである。

おって、個別に質問をするかどうかは、裁判所が判断するが、全体質問の際、候補者から、個別に事情を聞いて欲しいとの要望があれば事情を伺う。

個別に事情を聞くなどしないで、検察官、弁護人は、理由を示さない不選任請求の判断ができるのか。

理由を示さない不選任請求の制度の趣旨は、個別に検察側に有利な候補者を選ぶことや、都合が悪い候補者を排除することを想定していない。公平性をもって裁判員をしていただけるかが判断材料になる。あまりに不真面目であるなどの事情があれば別だが、候補者の人柄や性格から理由を示さない不選任請求をすることはない。

弁護士会で一般的な裁判員の選任の在り方の研修があったが、候補者について有利不利等には触れていない。性犯罪の事件では、裁判員の性別のバランスをどう考えるかといった程度であった。

今のところ40人程の候補者に裁判所に来ていただき、6人の裁判員と補充裁判員を選任しているが、実際に裁判所に来ていただく候補者の人数として何人程度が適切かという問題はあると思う。実際に何人の候補者が裁判所に来ていただけるか分からない状況で、候補者が足りなくなっても困ることになるが、もっと裁判所に来ていただく候補者を減らすことができないか。

裁判所に来ていただく候補者の数は、手続的には最低限二十人台でも差し支えないようにも思えるが、その見通しが立たない状況である。

裁判員制度が始まった時には、仕事を理由とする辞退はなかなか難しいと言われていたが、岡山地裁の第1号事件では、事前質問票により、仕事を理由として辞退を認めていただいた方が6人いるとのことで、その点に配慮していただいたことは、事業主としてはありがたい。また、候補者は、三、四日も仕事の都合を開けて裁判所に来ているわけなので、その結果不選任となると困ることにもなり、辞退の申出に対する判断は、柔軟にやっていただければありがたい。

裁判所としては、裁判員等選任手続については、裁判所に来ていただく候補者はできる限り少ない人数とすること、辞退の申出については、現在の状況では、柔軟に判断するというスタンスで運用しているように思う。